

12月からの資格確認（医科・歯科共通）

政府は、12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行を停止し、順次、新たな資格確認の方法に移行させる方針です。現場では12月から保険証が即座に使えなくなるかのような誤解と混乱も広がっています。12月からの資格確認の方法をまとめました。

1. 被保険者証 12月以降も有効期限内は使えます！



【全ての医療機関対象】【目視での資格確認可】

- ・24年12月2日以降は新規発行されない
- ・24年12月1日までに発行された保険証は、最大1年間、その有効期限が切れるまで使用できる
- ・現時点で最も安定・確実な資格確認の手段。急いで返還・破棄する必要はない

2. 資格確認証



【全ての医療機関対象】【目視での資格確認可】

- ・マイナ保険証の利用登録のない全ての人を対象に、当面の間、各保険者から申請によらず自動で交付される
- ・有効期限は5年以内
- ・今後、申請方式に変更になる可能性もある

3. マイナ保険証 登録解除も可能！



【オンライン資格確認対応医療機関対象】

- ・被保険者情報と紐づけたマイナナンバーカード
- ・資格確認に必要な「電子証明書」は有効期限5年
- ・24年12月以降は、電子証明書の有効期限満了から3か月間は資格確認が可能となる
- ・マイナ保険証としての登録を解除し、資格確認証を受け取ることもできる ※3ページ下を参照

4. 顔認証マイナンバーカード



【オンライン資格確認対応医療機関対象】

- ・通常のマイナンバーカードの管理が困難な人向けに暗証番号を無効化し、保険証機能のみに特化したもの
- ・表面追記欄に【顔認証】と記載。ここで見分ける
- ・本人確認は顔認証または目視確認により行う

5. マイナ保険証＋資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 ○割 (70歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

【全ての医療機関対象】

【カードリーダーが使用できない場合の方法】

- ・「資格情報のお知らせ」は資格情報が掲載された文書
- ・「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証とを併せて目視で確認し資格確認できる

6. マイナ保険証＋被保険者情報を表示したスマホ画面またはダウンロードした PDF データ

医療保険の資格情報

この画面のみでは確認できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時：2024年2月6日 時点

| | |
|-------|------------|
| 保険者名 | XXXX健康保険組合 |
| 保険者番号 | 00000000 |
| 記号 | 1 |
| 番号 | 00000 |
| 枝番 | 00 |

【全ての医療機関対象】

【カードリーダーが使用できない場合の方法】

- ・患者のマイナポータル上の「医療保険の資格情報」の画面、またはスマホにダウンロードされた当該情報のPDFデータをマイナ保険証と併せて目視によって資格確認できる

7. マイナ保険証＋被保険者資格申立書

別紙様式
被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の保険料負担について、下記の通り申し立てます。

※ 申請書提出後、申請内容が正しいと認められれば、自動的にマイナ保険証に「F」を記入して交付いたします。なお、申請内容に間違いがない場合は、医療機関での保険料負担時に必要な書類でのみ提出し、医療機関で申請内容が正しいと認められれば自動的に「F」を記入して交付いたします。

1 保険証に紐づく事項

保険証の有効 有効な保険証の交付を受けている

保険種別 社保 国保 後継 その他 わからない

保険者名称

事業所名

保険証の交付を受けた時期 1か月以内 それより前 わからない
【わかる範囲でご記入ください。】

一部医療費の割合 3割 2割 1割 わからない

※ 申請書の中で「保険者種別(国保・後継)」「保険種別(国保・後継)」「医療費の割合」を記入する必要があります。なお、「保険者種別(国保・後継)」は「国保」または「後継」を選択する必要があります。また、「保険種別(国保・後継)」は「国保」または「後継」を選択する必要があります。なお、「医療費の割合」は「3割」または「2割」または「1割」を選択する必要があります。

2 マイナンバーカードの番号等確認

氏名

生年月日 年 月 日

性別 男 女

住所

署名 (捺印)

連絡先電話番号

【オンライン資格確認対応医療機関対象】

【カードリーダーが使用できない場合の方法】

- ・上記いずれの方法でも資格確認できない場合に用いる
- ・「被保険者資格申立書」は医療機関で準備しておき、患者が資格情報を記入する。マイナ保険証と併せて目視確認により資格確認できる。

↓厚労省が公表している資格申立書



8. 新生児用の顔写真なしマイナカード（詳細未公表 11/6 現在）



【オンライン資格確認対応医療機関対象】

- ・申請者が1歳未満である場合に顔写真なしのマイナカードが導入される見通し。12月以降、出生届の提出に合わせてマイナカード申請できるとされている
- ・保護者が子の被保険者情報との紐づけを行い保険証として利用する。保護者が暗証番号を入力し資格確認できるとされる

9. マイナ保険証機能搭載のスマートフォン（詳細未公表 11/6 現在）



【オンライン資格確認対応医療機関対象】

- ・マイナ保険証の機能を搭載したスマートフォンによる資格確認が2025年度以降に開始予定
- ・医療機関ではスマホに対応した新たな機器の設置が必要になる見通し

10. 次期マイナ保険証（詳細未公表 11/6 現在）



【オンライン資格確認対応医療機関対象】

- ・2026年以降に導入の見通し
- ・券面記載事項や電子証明書の有効期限の延長等が検討されている。
- ・医療機関ではソフトウェア改修などが必要になると思われる

※「マイナ保険証の解除申請」について

～患者さんが加入の「保険者」に問い合わせ・申請を～

今年10月からマイナ保険証の利用登録解除が可能になりました。「解除申請書」の様式も示されており、患者さんからの申請を「各保険者」で受け付けることとなっています。解除後の資格確認には資格確認書を用いることとなります。

マイナ保険証では暗証番号の管理や情報漏洩を心配される患者さんも少なくありません。マイナ保険証の利用登録解除を希望する患者さんには「保険者」に問い合わせ・申請できることをご案内ください。

全国保険医団体連合会のホームページで「解除受付の案内をしている保険者」の情報をまとめています。



お問い合わせ先

和歌山県保険医協会事務局（TEL 073-436-3766）